

令和〇年〇〇月〇〇日

株式会社 ○○○○○ 御中

労働保険事務組合  
○○○○○○○○

### 労保連労働災害保険(労災保険の上乗せ補償)のご案内

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の発生に伴う補償につきましては、一義的には国の労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)により公的な補償が行われますが、近年、それ以外に事業主に対して何らかの上積み補償が求められるケースが増えております。

このようなケースに備えるため、労働者に対する政府労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、「労保連労働災害保険」です。

つきましては、労保連労働災害保険に関するパンフレット及び貴事業所がご加入いただく場合の年間保険料お見積書(令和5年度確定労働者賃金総額から算出)を送付申し上げますので、これを機に何卒ご加入のご検討を賜りますようご案内申し上げます。

なお、労保連労働災害保険の特長やご加入のメリット等につきましては、(一社)全国労働保険事務組合連合会(\*)のホームページでもご確認いただけます。

また、ご不明な点等がございましたら、下記担当までご照会をいただきますようお願いいたします。

末筆ながら貴社のますますのご発展をお祈り申し上げます。

#### 【お問い合わせ先】

労働保険事務組合 ○○○○○○○○

担当：○○ ○○

TEL：03 (0000) 0000

\* (一社)全国労働保険事務組合連合会(略称:全国労保連)について

全国労保連は、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的とした団体で、労働保険事務組合約 7,700 を会員とし、47 都道府県に支部を置く全国組織で、当事務組合も会員となっております。

◎ URL <https://www.rouhoren.or.jp/ins/>

◎ QR コード



令和〇〇年〇〇月吉日

株式会社 ○〇〇〇〇 御中

労働保険事務組合  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## 労保連労働災害保険（労災保険の上乗せ補償）のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働保険制度に関し格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）により、公的な補償が行われていますが、それ以外に事業主に対して、何らかの上積み補償が求められるケースも見られます。このようなケースに備えるため、労働者に対する政府労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、労働福祉に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険（以下「労働災害保険」という。）です。

当事務組合では労働保険事務組合に委託している事業主様だけがご契約できる、上記保険を取り扱っていますので、下記及び別添リーフレットをご参照いただき、この機会に是非「労災保険上乗せ補償の必要性」をご検討くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### ・身近に起こる労災事故

厚生労働省が公表している「労働災害発生状況」によりますと、令和5年は労災事故により、全国で休業4日以上死傷災害の被災者は135,371人（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）となっており、1日当たり約370人が労災事故に遭っている計算になります。

労災事故は業種を問わず全ての事業場で起こる可能性があり、規模別にみると、事業所規模が小さくなるほど、労働災害発生の頻度や重さの程度がともに高まる傾向にあります。

#### ・労働災害に対する備え

##### ① 事業主としての責任

労働災害を起こすと安全配慮義務を問われるなど民事上の責任のほか、行政上または刑事上で問題になるなど、社会的責任は重くなってきています。安全配慮義務違反の結果、裁判により損害賠償を求められることがあり、また、高額化の傾向にあります。

##### ② 被災した労働者の生活を守る

被災した労働者が働けずに休業をした場合、国の労災保険からは1日当たり給付基礎日額の80%（特別支給金を含む）が支給されますが、20%不足することになります。

例えば、給与が25万円の労働者の場合、国の労災保険から80%の20万円しか支給されず、5万円が不足します。